

老人保健施設 あかまつの里ななえ

短期入所療養介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

指定番号 0151580024

当事業所はご契約者に対して短期入所療養介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇	1
1、事業者	2
2、事業所の概要	2
3、事業の目的	2
4、運営方針	2～3
5、秘密の保持	3
6、従業員の職種、員数	3～4
7、従業員の職務内容	4
8、利用定員	4
9、短期入所療養介護のサービス内容	4～6
10、利用料その他の費用	6～7
11、施設利用に当たっての留意事項	8
12、身体の拘束	8
13、虐待の防止等	8
14、非常災害対策	8～9
15、事故発生時における対応方法	9
16、苦情の受付について	9～10
17、提供するサービスの第三者評価の実施状況について	10

1、事業者（運営規程第4条参照）

- (1) 法人名 医療法人社団健和会
- (2) 法人所在地 北海道函館市石川町125番地1
- (3) 電話番号 0138-47-3300
- (4) 代表者氏名 理事長 大村 和久

2、事業所の概要（運営規程第4条参照）

- (1) 事業所の種類 指定短期入所療養介護事業所
- (2) 事業所の名称 老人保健施設 あかまつの里ななえ 短期入所療養介護
- (3) 事業所の所在地 北海道亀田郡七飯町本町4丁目6番10号
- (4) 電話番号 0138-65-1130
- (5) 管理者 氏名 竹内 恒雄
- (6) 開設年月 平成8年7月1日

当医療法人では、次の事業も併せて実施している。

【老人保健施設】	あかまつの里ななえ
【介護予防短期入所療養介護】	あかまつの里ななえ
【通所リハビリテーション】	あかまつの里ななえ
【介護予防通所リハビリテーション】	あかまつの里ななえ
【居宅介護支援事業】	ケアプランセンター あかまつ
【訪問看護】	訪問看護ステーション りんごの樹
【介護予防訪問看護】	訪問看護ステーション りんごの樹
【訪問介護】	ヘルパーステーション ほのか
【総合事業訪問介護】	ヘルパーステーション ほのか
【総合事業生活援助】	ヘルパーステーション ほのか

3、事業の目的（運営規程第2条参照）

短期入所療養介護は、要介護状態及と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

4、運営方針（運営規程第3条参照）

- (1) 当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- (2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (3) 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の処置を講じるものとする。
- (4) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (5) 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「明るい笑顔」で「健やかに」過ごすことができるようサービスの提供に努める。
- (6) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

5、秘密の保持（契約書第16条参照）

事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各項についての情報提供については、事業者は、利用者及びその家族に事前に説明し、予め同意（同意書）を得た上で行うこととする。

- (1) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- (2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- (3) 前項に掲げる事項は、サービス利用終了後も同様の扱いとする。
- (4) 事業者及びその従業者は、秘密保持をさせるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

6、従業者の職種、員数（運営規程第5条参照）

当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 管理者 | 1人（医師と兼務） |
| (2) 医師 | 1人 |
| (3) 看護職員 | 常勤換算にて9.7人以上 |
| (4) 介護職員 | 常勤換算にて24.3人以上 |
| (5) 支援相談員 | 常勤兼務にて1.0人以上 |
| (6) 理学療法士 | 常勤換算にて1.0人以上 |

- | | | |
|-----|---------|--------------|
| (7) | 作業療法士 | 常勤換算にて1.0人以上 |
| (8) | 管理栄養士 | 1人 |
| (9) | 介護支援専門員 | 常勤換算にて1.0人以上 |

7、従業者の職務内容（運営規程第6条参照）

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき利用者の投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士・栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定更新の手続きを行う。
- (9) 事務職員は、施設経理・総務・人事・用度等を含め施設の円滑な運営維持を行う。

8、利用定員（運営規程第7条参照）

短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の老人保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

9、短期入所療養介護のサービスの内容（契約書第3条参照）

短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状および心身の状況に照らして行う適切な医療および医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話をを行う。

(1) 介護保険給付サービス

①短期入所療養介護計画の立案

介護支援専門員（計画担当介護支援専門員）は次の業務を担当する。

- ・利用者の解決すべき課題を把握し、各種サービスの目標及び内容、サービスを提供するうえでの留意点等を記載した施設サービス計画（ケアプラン）を作成する。
- ・必要に応じて短期入所療養介護計画を変更する。
- ・短期入所療養介護計画の作成または変更をした場合は、その内容を利用者に説明する。

②食事

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供する。
- ・食事は出来るだけ離床して、食堂でとっていただくこととする。
- ・朝食・・・・・・・・ 8時
- ・昼食・・・・・・・・ 12時
- ・夕食・・・・・・・・ 18時

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

④入浴

- ・原則として、最低週2回の入浴を行う。
- ・立位困難な方や寝たきり等で座位のとれない方は、特別浴槽を用いての入浴も可能とする。

⑤看護

- ・医師や看護職員が利用者の健康管理に努める。
- ・緊急等必要な場合には、主治医または協力医療機関等に責任を持って移送する。

⑥介護

- ・施設サービス計画に基づいて、食事、排泄、入浴、体位交換、おむつ交換、シーツ交換、着替え、移動の付添い等介助を行う。
- ・寝たきりの予防のため、できる限り離床に配慮する。
- ・生活のリズムを考えて、個人としての尊厳に配慮する。
- ・シーツ交換は週1回実施し、汚れた場合は随時交換する。

⑦機能訓練

- ・理学療法士等により利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の維持、改善に努める。

⑧相談及び援助

- ・利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。

⑨レクリエーション

- ・必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を充実するため、適宜レクリエーション行事等を実施する。

(2) 介護保険給付外サービス

①理髪

- ・利用者の希望により、理容師の出張による理髪サービスを利用することがでる。

②特別室利用

- ・利用者の希望により個室、二人部屋を利用することができる。

③食材の提供

- ・管理栄養士による検収により、新鮮で安価な食材を提供する。

④その他

- ・これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただく場合がある。

10、利用料その他の費用（運営規程第9条参照）

老人保健施設に入所した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該老人保健施設が法定代理受領サービスであるときは、その定められた額とする。

◇介護保険適用関係（介護保険1割負担の金額で表記）

（1）保険給付の自己負担額

・基本料金〔基本型〕	多床室	個室
要介護1	830円	753円
要介護2	880円	801円
要介護3	944円	864円
要介護4	997円	918円
要介護5	1,052円	971円
・送迎加算／片道		184円
・夜勤職員配置加算／1日		24円
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）／1日		22円
・個別リハビリテーション実施加算／1日		240円
・療養食加算／1回（1食）		8円
・重度療養管理加算／1日		120円
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）／1日		51円
・緊急短期入所受入加算／1日		90円

*上記、介護保険適用関係の金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として5.4%の加算率を乗じた金額が加算される。

- ・食費／朝食：430円、昼食：550円、夕食：465円が基準額であり、1日分の自己負担額については下記参照とする。

・滞在費／1日（下記参照）

利用者負担段階	食費	滞在費（多床室）	滞在費（個室）
第1段階	300円	0円	550円
第2段階	600円	430円	550円
第3段階①	1,000円	430円	1,370円
第3段階②	1,300円	430円	1,370円
第4段階	1,445円	437円	1,728円

※施設サービス利用の際、食費・滞在費が保険給付の対象になる方もおり、自己負担額は利用者負担段階に応じ設定されている。

◇介護保険適用外関係

(2) 利用料（保険給付以外）

・日用品費

実費

日常生活上必要と思われる品目を下記の中から選択していただき、その品目にかかる単価の合計が1日分の日用品費となる。

バスタオル	40円／1枚
フェイスタオル	25円／1枚
リンスインシャンプー	35円／入浴1回
ボディソープ	25円／入浴1回
入浴用オシボリ	20円／1枚
食事用オシボリ	15円／1枚
おやつ	50円／1食
入れ歯洗浄剤	15円／1回（入れ歯使用者）

・趣味活動費

実費

書道・手芸・貼り絵・カラオケ、その他 ご本人の希望で選択し参加する趣味活動やレクリエーション等諸活動で使用する品目にかかわる費用であり、趣味活動の種類、品目については趣味活動等の利用説明書を参考にさせていただくものとする。

・理容料金

カット	2,000円（税込）
パーマ	4,000円（税込）
パーマセット（カット、パーマ）	5,000円（税込）
髪染め	3,500円（税込）
髪染めセット（カット、髪染め）	4,500円（税込）
顔剃り	800円（税込）

・居室料／1日

個室

1,100円（税込）

二人部屋

550円（税込）

個室、二人部屋の利用を希望される場合に請求させていただくものとする。
なお、個室、二人部屋を利用の場合は外泊時も居室料をいただくこととする。

・その他

私物の洗濯代を業者に依頼された場合は実費を請求させていただく。

(3) 前項の費用の支払を受けるためには、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記銘捺印）を受けることとする。

1 1、施設利用に当たっての留意事項（運営規程第 1 1 条参照）

- ① 職員の指示に従い、相互の親和を図り紛争を避けるものとする。
- ② 相互に金銭及び物品の貸借をしないこと。
- ③ 身の回りの整理整頓を行い、常に備品等を丁寧に取り扱うこと。
- ④ 火気の取扱いに注意し、発火の恐れのある物品を施設に持ち込まないこと。
- ⑤ 人声、器物、楽器等の音を異常に大きくして、他の人に迷惑を及ぼさないこと。
- ⑥ 腐敗性の飲食物を保存して飲食しないこと。
- ⑦ 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全及び衛生を害さないこと。
- ⑧ その他、施設長が必要と認めた事項。

(2) 入所者は、次の事項を届出しなければならない。

- ① 身の上に異常を生じたとき。
- ② 身体に異常を感じたとき。
- ③ 医療機関で診察を受けようとするとき。
- ④ 外出、外泊等をするとき。
- ⑤ その他の届出を必要と認めたとき

1 2、身体の拘束（契約書第 1 2 条参照）

- (1) 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業者は身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、事業者はその様態及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者及びその家族に説明し文書で同意書を得た上で対応処置をするものとする。

1 3、虐待の防止等（運営規程第 1 2 条参照）

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかる。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

1 4、非常災害対策（運営規程第 1 3 条参照）

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、有資格者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備（スプリンクラー、消火器、消火栓等）は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（防火・通報・避難）・・・・・・・・年2回以上
（但し、うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

15、事故発生時における対応方法（契約書第11条参照）

- (1) 当施設では、サービス提供等により事故が発生した場合、必要な措置を講じる。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は、他の専門的機関での診療を依頼する。
- (3) 前2項のほか、当施設は速やかに市町村、入所者の家族及び身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

（ア）協力医療機関

- ・名 称 　ななえ新病院
住 所 　北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5
- ・名 称 　函館新都市病院
住 所 　北海道函館市石川町331番地1

（イ）協力歯科医療機関

- ・名 称 　佐藤歯科クリニック
住 所 　北海道亀田郡七飯町字桜町468

16、苦情の受付について（契約書第18条参照）

（1）苦情の受付

当施設に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けるものとする。

【苦情受付窓口】老人保健施設あかまつの里ななえ サービス向上委員会

〔住 所〕 北海道亀田郡七飯町本町4丁目6番10号

〔電 話〕 0138-65-1130

[F A X] 0 1 3 8 - 6 6 - 2 1 1 0

【受付時間】月曜日～金曜日・・・・・・・・・・8時45分～17時15分

第1・3 土曜日・・・・・・・・・・8時45分～12時30分

(2) その他の苦情受付機関

- | | | |
|--------------|------|-------------------------|
| ・七飯町介護保険相談窓口 | 所在地 | 亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 |
| 七飯町民生部福祉課 | 電話番号 | 0 1 3 8 - 6 5 - 2 5 1 1 |
| 介護保険係 | 受付時間 | 8時30分～17時15分 |
| ・函館市介護保険相談窓口 | 所在地 | 函館市東雲町4番13号 |
| 函館市福祉部 | 電話番号 | 0 1 3 8 - 2 1 - 3 0 2 5 |
| 高齢福祉課 | 受付時間 | 8時45分～17時30分 |
| ・北斗市介護保険相談窓口 | 所在地 | 北斗市中央1丁目3番10号 |
| 北斗市民生部 | 電話番号 | 0 1 3 8 - 7 3 - 3 1 1 1 |
| 保健福祉課 | 受付時間 | 8時30分～17時00分 |
| ・国民健康保険団体連合会 | 所在地 | 札幌市中央区南2条西14丁目 |
| | 電話番号 | 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1 |
| | 受付時間 | 9時00分～17時00分 |
| ・北海道福祉サービス | 所在地 | 札幌市中央区北2条西7丁目 |
| 適正化委員会 | 電話番号 | 0 1 1 - 2 0 4 - 6 3 1 0 |
| | 受付時間 | 9時00分～17時00分 |

17、提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

老人保健施設 あかまつの里ななえ

介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

指定番号 0151580024

当事業所は契約者に対して介護予防短期入所療養介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇	1
1、事業者	2
2、事業所の概要	2
3、事業の目的	2
4、運営方針	3
5、秘密の保持	3
6、従業者の職種、員数	4
7、従業者の職務内容	4
8、利用定員	4
9、介護予防短期入所療養介護のサービス内容	5～6
10、利用料その他の費用	6～8
11、施設利用に当たっての留意事項	8
12、身体の拘束	8
13、虐待の防止等	9
14、非常災害対策	9
15、事故発生時における対応方法	9～10
16、苦情の受付について	10
17、提供するサービスの第三者評価の実施状況について	11

1、事業者（運営規程第4条参照）

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団健和会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道函館市石川町125番地1 |
| (3) 電話番号 | 0138-47-3300 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大村 和久 |

2、事業所の概要（運営規程第4条参照）

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防短期入所療養介護事業所 |
| (2) 事業所の名称 | 老人保健施設 あかまつの里ななえ
介護予防短期入所療養介護 |
| (3) 事業所の所在地 | 北海道亀田郡七飯町本町4丁目6番10号 |
| (4) 電話番号 | 0138-65-1130 |
| (5) 管理者 | 氏名 竹内 恒雄 |
| (6) 開設年月 | 平成8年7月1日 |

当医療法人では、次の事業も併せて実施している。

- | | | |
|-------------------|------------|-------|
| 【老人保健施設】 | あかまつの里ななえ | |
| 【短期入所療養介護】 | あかまつの里ななえ | |
| 【通所リハビリテーション】 | あかまつの里ななえ | |
| 【介護予防通所リハビリテーション】 | あかまつの里ななえ | |
| 【居宅介護支援事業】 | ケアプランセンター | あかまつ |
| 【訪問看護】 | 訪問看護ステーション | りんごの樹 |
| 【介護予防訪問看護】 | 訪問看護ステーション | りんごの樹 |
| 【訪問介護】 | ヘルパーステーション | ほのか |
| 【総合事業訪問介護】 | ヘルパーステーション | ほのか |
| 【総合事業生活援助】 | ヘルパーステーション | ほのか |

3、事業の目的（運営規程第2条参照）

介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上および利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

4、運営方針（運営規程第3条参照）

- （1）当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- （2）当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- （3）当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の処置を講じるものとする。
- （4）当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- （5）当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「明るい笑顔」で「健やかに」過ごすことができるようサービスの提供に努める。
- （6）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

5、秘密の保持（契約書第16条参照）

事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各項についての情報提供については、事業者は、利用者及びその家族に事前に説明し、予め同意（同意書）を得た上で行うこととする。

- （1）介護予防サービスの利用のための市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- （2）介護予防サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- （3）前項に掲げる事項は、サービス利用終了後も同様の扱いとする。
- （4）事業者及びその従業者は、秘密保持をさせるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

6、従業者の職種、員数 （運営規程第5条参照）

当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者	1人（医師と兼務）
(2)	医師	1人
(3)	看護職員	常勤換算にて9.7人以上
(4)	介護職員	常勤換算にて24.3人以上
(5)	支援相談員	常勤兼務にて1.0人以上
(6)	理学療法士	常勤換算にて1.0人以上
(7)	作業療法士	常勤換算にて1.0人以上
(8)	管理栄養士	1人
(9)	介護支援専門員	常勤換算にて1.0人以上

7、従業者の職務内容 （運営規程第6条参照）

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき利用者の投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士・栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要支援認定更新の手続きを行う。
- (9) 事務職員は、施設経理・総務・人事・用度等を含め施設の円滑な運営維持を行う。

8、利用定員 （運営規程第7条参照）

介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の老人保健施設サービスの定員数と短期入所療養介護利用数から実入所者数を差し引いた数とする。

9、短期入所療養介護のサービスの内容（契約書第3条参照）

介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状および心身の状況に照らして行う適切な医療および医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話を行う。

（1）介護保険給付サービス

①介護予防短期入所療養介護計画の立案

介護支援専門員（計画担当介護支援専門員）は次の業務を担当とする。

- ・利用者の解決すべき課題を把握し、各種サービスの目標及び内容、サービスを提供するうえでの留意点等を記載した施設サービス計画（ケアプラン）を作成する。
- ・必要に応じて介護予防短期入所療養介護計画を変更する。
- ・介護予防短期入所療養介護計画の作成または変更をした場合は、その内容を利用者に説明する。

②食事

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供する。
- ・食事は出来るだけ離床して、食堂でとっていただくこととする。
- ・朝食・・・・・・・・・・ 8時
- ・昼食・・・・・・・・・・ 12時
- ・夕食・・・・・・・・・・ 18時

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

④入浴

- ・原則として、最低週2回の入浴を行う。
- ・立位困難な方や寝たきり等で座位のとれない方は、特別浴槽を用いての入浴も可能とする。

⑤看護

- ・医師や看護職員が利用者の健康管理に努める。
- ・緊急等必要な場合には、主治医または協力医療機関等に責任を持って移送する。

⑥介護

- ・施設サービス計画に基づいて、食事、排泄、入浴、体位交換、おむつ交換、シーツ交換、着替え、移動の付添い等介助を行う。
- ・寝たきりの予防のため、できる限り離床に配慮する。
- ・生活のリズムを考えて、個人としての尊厳に配慮する。
- ・シーツ交換は週1回実施し、汚れた場合は随時交換する。

⑦機能訓練

・理学療法士等により利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の維持、改善に努める。

⑧相談及び援助

・利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。

⑨レクリエーション

・必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を充実するため、適宜レクリエーション行事等を実施する。

(2) 介護給付外サービス

①理髪

・利用者の希望により、理容師の出張による理髪サービスを利用することができる。

②特別室利用

・利用者の希望により個室、二人部屋を利用することができる。

③食材の提供

・管理栄養士による検収により、新鮮で安価な食材を提供する。

④その他

・これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただく場合がある。

10、利用料その他の費用（運営規程第9条参照）

介護予防短期入所療養介護を利用した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該老人保健施設が法定代理受領サービスであるときは、その定められた額とする。

◇介護保険適用関係（介護保険1割負担の金額で表記）

(1) 保険給付の自己負担額

・基本料金〔基本型〕	多床室	個室
要支援1	613円	579円
要支援2	774円	726円
・送迎加算／片道		184円
・夜勤職員配置加算／1日		24円
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）／1日		22円
・個別リハビリテーション実施加算／1日		240円
・療養食加算／1回（1食）		8円
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）／1日		51円

*上記、介護保険適用関係の金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として5.4%の加算率を乗じた金額が加算される。

- ・食 費／朝食：４３０円、昼食：５５０円、夕食：４６５円が基準額であり、
１日分の自己負担額については下記参照とする。

- ・滞在費／１日(下記参照)

利用者負担段階	食 費	滞在費(多床室)	滞在費(個 室)
第１段階	３００円	０円	５５０円
第２段階	６００円	４３０円	５５０円
第３段階①	１，０００円	４３０円	１，３７０円
第３段階②	１，３００円	４３０円	１，３７０円
第４段階	１，４４５円	４３７円	１，７２８円

※施設サービス利用の際、食費・滞在費が保険給付の対象になる方もおり、自己負担額は利用者負担段階に応じ設定されている。

◇介護保険適用外関係

(２) 利用料（保険給付以外）

- ・日用品費

実費

日常生活上必要と思われる品目を下記の中から選択していただき、その品目にかかる単価の合計が１日分の日用品費となる。

バスタオル	４０円／１枚
フェイスタオル	２５円／１枚
リンスインシャンプー	３５円／入浴１回
ボディソープ	２５円／入浴１回
入浴用オシボリ	２０円／１枚
食事用オシボリ	１５円／１枚
おやつ	５０円／１食
入れ歯洗浄剤	１５円／１回（入れ歯使用者）

- ・趣味活動費

実費

書道・手芸・貼り絵・カラオケ、その他 ご本人の希望で選択し参加する趣味活動やレクリエーション等諸活動で使用する品目にかかわる費用であり、趣味活動の種類、品目については趣味活動等の利用説明書を参考にさせていただくものとする。

- ・理容料金

カット	２，０００円（税込）
パーマ	４，０００円（税込）
パーマセット（カット、パーマ）	５，０００円（税込）
髪染め	３，５００円（税込）
髪染めセット（カット、髪染め）	４，５００円（税込）
顔剃り	８００円（税込）

・ 居室料／１日	個室	１，１００円（税込）
	二人部屋	５５０円（税込）

個室、二人部屋の利用を希望される場合に請求させていただくものとする。

なお、個室、二人部屋を利用の場合は外泊時も居室料をいただくこととする。

・ その他

私物の洗濯代を業者に依頼された場合は実費を請求させていただく。

(３) 前項の費用の支払を受けるためには、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記銘捺印）を受けることとする。

1 1、施設利用に当たっての留意事項 （運営規程第 1 1 条参照）

- ①職員の指示に従い、相互の親和を図り紛争を避けるものとする。
- ②相互に金銭及び物品の貸借をしないこと。
- ③身の回りの整理整頓を行い、常に備品等を丁寧に取り扱うこと。
- ④火気の取扱いに注意し、発火の恐れのある物品を施設に持ち込まないこと。
- ⑤人声、器物、楽器等の音を異常に大きくして、他の人に迷惑を及ぼさないこと。
- ⑥腐敗性の飲食物を保存して飲食しないこと。
- ⑦施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全及び衛生を害さないこと。
- ⑧その他、施設長が必要と認めた事項。

(２) 入所者は、次の事項を届出しなければならない。

- ①身の上に異常を生じたとき。
- ②身体に異常を感じたとき。
- ③医療機関で診察を受けようとするとき。
- ④外出、外泊等をするとき。
- ⑤その他の届出を必要と認めたとき。

1 2、身体の拘束 （契約書第 1 2 条参照）

- (１) 事業者は、原則として利用者に対し身体の拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業者は身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、事業者はその様態及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- (２) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者及びその家族に説明し文書で同意書を得た上で対応処置をするものとする。

1 3、虐待の防止等（運営規程第12条参照）

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかる。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

1 4、非常災害対策（運営規程第13条参照）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （1）防火管理者には、有資格者を充てる。
- （2）火元責任者には、事業所職員を充てる。
- （3）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- （4）非常災害設備（スプリンクラー、消火器、消火栓等）は、常に有効に保持するよう努める。
- （5）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- （6）防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（防火・通報・避難）・・・・・・・・年2回以上
（但し、うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・随時
- （7）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

1 5、事故発生の防止及び発生時における対応方法（契約書第11条参照）

- （1）当施設では、サービス提供等により事故が発生した場合、必要な措置を講じる。
- （2）施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は、他の専門的機関での診療を依頼する。
- （3）前2項のほか、当施設は速やかに市町村、入所者の家族及び身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- （4）事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

(5) 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ア) 協力医療機関

- ・名 称 　ななえ新病院
住 所 　北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5
- ・名 称 　函館新都市病院
住 所 　北海道函館市石川町331番地1

(イ) 協力歯科医療機関

- ・名 称 　佐藤歯科クリニック
住 所 　北海道亀田郡七飯町字桜町468

16、苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 苦情の受付

当施設に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けるものとする。

【苦情受付窓口】老人保健施設あかまつの里ななえ サービス向上委員会

〔住 所〕 北海道亀田郡七飯町本町4丁目6番10号

〔電 話〕 0138-65-1130

〔FAX〕 0138-66-2110

【受付時間】

月曜日～金曜日・・・・・・・・8時45分～17時15分

第1・3 土曜日・・・・・・・・8時45分～12時30分

(2) その他の苦情受付機関

- | | | |
|--------------|------|-----------------|
| ・七飯町介護保険相談窓口 | 所在地 | 亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 |
| 七飯町民生部福祉課 | 電話番号 | 0138-65-2511 |
| 介護保険係 | 受付時間 | 8時30分～17時15分 |
| ・函館市介護保険相談窓口 | 所在地 | 函館市東雲町4番13号 |
| 函館市福祉部 | 電話番号 | 0138-21-3025 |
| 高齢福祉課 | 受付時間 | 8時45分～17時30分 |
| ・北斗市介護保険相談窓口 | 所在地 | 北斗市中央1丁目3番10号 |
| 北斗市民生部 | 電話番号 | 0138-73-3111 |
| 保健福祉課 | 受付時間 | 8時30分～17時00分 |
| ・国民健康保険団体連合会 | 所在地 | 札幌市中央区南2条西14丁目 |
| | 電話番号 | 011-231-5161 |
| | 受付時間 | 9時00分～17時00分 |
| ・北海道福祉サービス | 所在地 | 札幌市中央区北2条西7丁目 |
| 適正化委員会 | 電話番号 | 011-204-6310 |
| | 受付時間 | 9時00分～17時00分 |

17、提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	